

○文教委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
114 49 国会	教育職員免許法の一部を改正する法律案	（衆）	平成 元、三二七 元、三二七	付 委員 託会 議決	付 委員 託会 議決	百十四回国会 衆 継 統
114 68 国会	私立学校教職員共済組合及び昭和三十九年度及び昭和三十九年度における私立学校教職員共済組合の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三二 元	三二 元	可 議決 三二四 元、三二五 元、三二五 元、三二六 元、三二六 元、三二六 元、三二六 元、三二六 元、三二六	百十四回国会 衆 継 統

教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第四九号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、高等学校の教育課程の基準の改正により、平成六年度から、教科「社会」が「地理歴史」及び「公民」に再編成されるため、高等学校の免許教科の「社会」も「地理歴史」及び「公民」に改めること。

二、平成二年度の大学入学者から、「地理歴史」又は「公民」で養成教育を行うこととし、それ以前の入学者については、平成六年三月三十一日までは従前どおり「社会」の免許状を授与すること。

三、「社会」の教科についての免許状は、高等学校の教科が改正される平成六年四月一日に、「地理歴史」及び「公民」の各教科についての免許状とみなすこと。

四、免許状の授与等に係る手数料の金額について、「政令で定める金額」を「実費を勘案し政令で定める金額」に

改めること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合の長期給付の改善を図るほか、在職中でも六十五歳から年金支給ができるようにするなど、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、標準給与の月額額の再評価に関する実施時期の繰上げ、これに伴う平成元年度における年金の額の改定の特例措置に関する規定の削除等の修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理、短期経理の状況と今回の改正が及ぼす影響、年金制度一元化に向けての私立学校教職員共済組合のあり方、国民年金制度加入に伴う学生の負担の軽減措置のあり方、その他私学をめぐる諸般の問

題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二項目からなる附帯決議を行いました。

次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の免許教科の「社会」「地理歴史」及び「公民」に改めようとするものであります。

委員会におきましては、社会科再編成の経緯とその是非、学習指導要領の性格とあり方、国際性涵養の教育の進め方、高校や教員養成課程の条件整備の必要性等の諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より反対、自由民主党を代表して田沢委員より賛成、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論がそれぞれ行われました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、戦後の社会科教育の理念の尊重など三項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第六八号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命すること。
- 二、掛金及び給付の基礎となる標準給与の月額の上限を四十七万円から五十三万円に引き上げるとともに、その等級の区分を四十四等級から三十等級に改めること。ただし、短期給付に係る標準給与の等級については、政令で

定めるところにより、更に上位の等級を加えることができること。

三、年金額の算定の基礎となる標準給与の月額の再評価を行うこと。

四、私立学校教職員の雇用の実態及び厚生年金保険との均衡を考慮して、私立学校に在職する六十五歳以上の教職員に年金を支給すること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、六十五歳以上の在職者に年金を支給する措置は、平成二年四月一日から施行すること。

なお、衆議院において、標準給与の月額の再評価の実施時期の繰上げ、これに伴う平成元年度における年金の額の特例改定措置に関する規定の削除等の修正が行われた。

#### 委員長報告

前ページ参照